

(素案)

第 章

高齢者保健福祉施策の 着実な推進

第4章 高齢者保健福祉施策の着実な推進

第1節 高齢者福祉サービスの現状

1 サービスの周知状況

市では、福祉の総合案内誌「胎内市福祉サービス便利帳」を作成・配布しています。この冊子は、各相談窓口、介護保険サービス及び事業者一覧、高齢者の福祉サービスの内容等を一冊にまとめ、ご本人の心身の状態や世帯構成、生活状況等に応じたサービスを円滑に利用できるようにしています。また、多角的なサービスの選択肢により、直面している問題の解決策を見出しやすくしています。この冊子は、市内の介護保険事業者、ケアマネジャー、福祉施設、民生委員等にも配布し、福祉に携わる関係者が共通の理解を持つための業務マニュアルとしても活用しています。また、支援が必要な方には、相談の道標として、地域包括支援センターのほか、各種相談窓口において配布されています。

この冊子の配布により、福祉制度への理解をより一層深め、福祉サービスを広く周知していきます。

2 胎内市の高齢者福祉担当部署

市では、福祉介護課内に福祉事務所を設置して、高齢者福祉、障がい者福祉、生活保護等の事務を行います。高齢者福祉に関しては、介護保険係、地域包括支援センター係において介護保険制度の運営及び地域包括ケアシステムについて担当しています。

また、地域福祉係では、老人福祉法に基づく入所措置や高齢者虐待に対する保護等の対応のほか、一人暮らし高齢者等の緊急対応、市単独事業の高齢福祉サービス、敬老事業等の高齢者福祉事務や胎内市社会福祉協議会等の社会福祉団体への補助、民生児童委員協議会・日赤奉仕団の事務、公営住宅の入居管理事業を担当しています。

第2節 高齢者福祉サービスの推進

1 施設を利用したサービス

① 養護老人ホーム

【現状】

養護老人ホームは、概ね65歳以上の高齢者で身体上、精神上は問題がなくても、環境上に問題があり、かつ、経済的にも困窮しているため、在宅で生活することが困難な者を市町村が入所措置する施設で、胎内市には、養護老人ホーム「ひめさゆり」（定員60名）と養護盲老人ホーム「胎内やすらぎの家」（定員60名）の2施設があります。

現在、胎内市内の養護老人ホーム「ひめさゆり」及び養護盲老人ホーム「胎内やすらぎの家」、新発田市の養護老人ホーム「あやめ寮」に合計30名（令和5年12月末日現在）が入所しています。

【今後の方針】

社会の無縁化、社会保障費の負担の増大など、地域社会を取り巻く環境が厳しさを増しているなかで、孤立無援の境遇によるものが措置の理由として今後増えて行くことが見込まれます。しかし、特別養護老人ホームの入所要件が厳格化された影響により、重度の要介護者は制度上、また運営の基準上、介護保険施設へ転所となることや、新規入所者が減少傾向にあることから、施設は定員割れする状況が続いているため、令和5年4月より「ひめさゆり」の定員数を70名から60名に変更しています。

現在、新発田圏域では胎内市内に「ひめさゆり」「胎内やすらぎの家」、新発田市に「あやめ寮」がありますが、上記の状況から現状の施設数で胎内市の要措置者のニーズは対応可能と捉えています。

② 軽費老人ホーム（A型、B型）

【現状】

現在、市内及び近隣においてこの施設が整備されていないことから、入所希望者や入所相談者がいないのが現状です。昔ながらの持ち家に居住する高齢者が多いことや、公営住宅の整備状況が人口規模に比較して良好であることなどがその要因として考えられます。

【今後の方針】

住宅事情・経済的事情といった軽費老人ホームの要件は、前出の養護老人ホームの入所要件と重複していること、ニーズについては現状の養護老人ホームで対応可能であることから、新たな整備計画を予定しないこととします。

③ 軽費老人ホーム（ケアハウス）

【現状】

介護保険における特定施設ではないケアハウスについては、自炊ができない程度の身体機能の低下などが認められ、高齢などのため独立して生活するには不安が認められる者が対象となります。施設の機能としては前出の養護老人ホーム、軽費老人ホームと類似していて、市から8人の入所者がいます。

【今後の方針】

近年、入所相談の内容のほとんどに経済状況の悪化が要因として上げられており、養護老人ホームに比して高額な費用がかかるケアハウスにつながるケースは非常に少数です。市には、ケアハウスに特化したニーズはほとんどなく、新たな整備計画を予定しないこととします。

④ 生活支援ハウス

【現状】

独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者を受け入れる施設です。デイサービスセンターに居住部門を合わせるか、小規模多機能施設において実施されます。市内にも近隣にもこの施設は整備されていません。

【今後の方針】

在宅生活が困難な高齢者のほとんどが、養護老人ホームの該当になるか、介護保険施設の対象となりニーズがないことから、新たな整備計画を予定しないこととします。

⑤ 老人福祉センター

【現状】

市には、法に規定する老人福祉センターはありませんが、老人クラブや高齢者団体の活動拠点として、「胎内市福祉交流センター有楽荘」がその役割を担っています。

【今後の方針】

「胎内市福祉交流センター有楽荘」は道の駅胎内、クアハウスたいない、胎内観音等の各種施設と隣接し、交通の便も比較的良好、豊かな自然と触れ合うことができる位置にあり、高齢者のみならず、より幅広い層に利用されています。

今計画においては、現在の施設で十分な収容能力があり、利用者のニーズに答えられていることから、新たな施設整備は行わないこととします。

2 在宅福祉サービス

① 介護手当の支給

【現状】

要介護3以上の方を3ヶ月以上にわたり自宅で常時介護しているために仕事につけない方に介護手当を支給しています。

【今後の方針】

支給実人数は減少傾向にありますが、介護者の慰労、生活支援のため今後も継続した支援を行っていきます。

区分	見込み量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給人数	34人	34人	34人

※利用者数は、令和4年度の利用者実績に基づき推計

② 寝具乾燥消毒サービス

【現状】

一人暮らし高齢者に代表される要援護世帯の生活を衛生面から支援します。月1回の利用を基本とし、業務は市内の障がい福祉サービス事業所に委託し、サービスの提供日を利用者が選べるようにしています。

利用者数は頭打ち傾向ですが、寝具類の衛生保持が困難な世帯にとって必要不可欠なサービスとなっています。

【今後の方針】

要援護世帯、要介護者がいる世帯にサービスを提供することにより、日常生活の便宜を図り、本人や家族の負担を軽減できることから、今後も事業継続は必要です。

区分	見込み量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（実人数）	20人	20人	20人
利用回数	240回	240回	240回

※利用者数は、令和4年度の利用者実績に基づき推計

③ 緊急通報装置

【現状】

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者で、心身の状況や、健康面から緊急通報装置の設置が必要と認められる方を対象に、急な発病・発作、家屋内での事故等が生じたときに、迅速な救急対応を行うために緊急通報装置を無料で貸与しています。この装置にはボタンを押して通報する機能のほか、人感センサーによって一定時間人の動きを感知しないときに自動通報する機能も装備しています。

また、認知症高齢者のいる世帯で設置が必要とされた世帯に対しては、徘徊検索装置を無料で貸与しています。

【今後の方針】

この装置の設置により通報を受け救急搬送された件数は年間約10件あり、急病等の緊急時に活用されていることが実証されているほか、人感センサーの機能は安否確認や孤独死対策にもつながることから、今後も必要とする方に対して速やかに設置できるように努めます。

区分	見込み量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急通報装置利用者数（実人数）	150人	150人	150人
徘徊検索装置利用者数（実人数）	3人	3人	3人

※利用者数は、令和4年度の利用者実績に基づき推計

④ 軽度生活支援事

【現状】

一人暮らし高齢者に代表される要援護世帯を対象に、日常生活のなかで自力では困難な作業に対して、シルバー人材センター等によるワンポイントサービスを提供します。草取り・雪かきが最も多く、一人暮らしになった後で家屋敷の維持管理が困難になる現状がうかがえます。

【今後の方針】

一人暮らしになっても、住み慣れた家で健やかに生活し続ける援助として成果を上げています。近年、ゴミ屋敷などが社会問題化する傾向にあることから、QOLを維持する効果が期待されます。

なお、一人暮らし高齢者数は増加傾向にあり、ニーズもあることから今後も事業継続は必要です。

区分	見込み量
----	------

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（実人数）	140人	140人	140人
延利用回数	280回	280回	280回
1人当たりの利用回数	2回	2回	2回

※利用者数は、令和4年度の利用者実績に基づき推計

⑤ 要援護世帯雪下し助成事業

【現状】

当市は旧黒川村で特別豪雪地帯指定を受けていて、特に山間部の降雪量は平野部と比べて著しく多く、ひと冬に何度も屋根の雪下しをしなければなりません。そこで暮らす要援護世帯にとっては大変な重労働であり、また、大きな経済的負担となっています。

市では、旧鼓岡小学校区、旧大長谷小学校区の要援護世帯を対象に、雪下し費用の助成事業を行っています。なお、高齢者世帯等では自力で人手を手配すること自体が困難であることから、市で協力者を募り、手配する人的支援も行っています。

平野部の雪かきについては前記の軽度生活支援事業で対応しているほか、社会福祉協議会においても独自の除雪費助成事業の実施や有償ボランティア組織を運営するなどの支援を行っており、複合的、多層的な支援体制を市と社会福祉協議会で連携して行っています。

【今後の方針】

海岸部から県境の山間部まで新潟県を横断する当市では様々な気象条件があり、単に高齢福祉施策のみならず、山間部豪雪対策の一環として重要な事業であり、今後も事業を継続していきます。世帯の高齢化により、この事業の対象となる要援護世帯も増加傾向にあります。ただし、回数については見込まないこととします。

区分	見込み量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（実人数）	70人	70人	70人

※利用者数は、令和4年度の利用者実績に基づき推計

⑥ 外出支援サービス

【現状】

概ね65歳以上の高齢者で身体的な理由で一般の交通機関を利用することが困難な者で、要介護3以上の介護度に認定されていること等を条件として、原則、自宅から医療機関・福祉施設へ無料で送迎を行うサービスです。

【今後の方針】

デマンドタクシー「のれんす号」が定着して、安価で使いやすい交通体系が実現されていること、民間タクシー会社のサービス提供が既にあることから、現在は、行政サービス、民間サービス、地域交通体系のバランスがとれた状態と考えられます。民間事業者を圧迫せず、要援護世帯を継続的に支援する必要から、現在の事業実施を継続していくことが適切です。

区分	見込み量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	150人	150人	150人
総人数（年間総数）	700人	700人	700人

※利用者数は、令和4年度の利用者実績に基づき推計

⑦ 高齢者・障がい者向け住宅整備事業

【現状】

要介護状態になった高齢者や身体障がい者のいる世帯に対し、その身体状況に合わせた住宅改修に係る費用を補助することにより、対象者が住み慣れた住居で継続して生活できるようにする制度です。住宅改修する場合のほとんどは、介護保険の住宅改修給付制度を利用しています。しかし、介護保険給付のみでは工事費用が不足し、かつ、世帯収入要件を満たす場合に上乗せ補助をする制度です。

【今後の方針】

ニーズは近年、増加傾向にあります。収入要件についても適切と捉えていますので、県の基準に沿って運営を行います。今後も年間 7～10件程度の利用が見込まれます。

⑧ 高齢者配食サービス事業

【現状】

高齢者世帯又は、一人暮らし高齢者等で介護予防の観点からのアセスメントにより、食生活の援助が必要な方へ、食事を届けます。

配食は、平日の夕食用のみ行っています。週の配食回数は、アセスメントの結果（点数）の範囲内で希望する回数利用できます。

【今後の方針】

行政が行う配食サービスは、民間企業や事業者が行う市と同様の配食等のサービス資源が乏しい状況を補完するための事業であり、事業の継続に当たっては、民間の宅

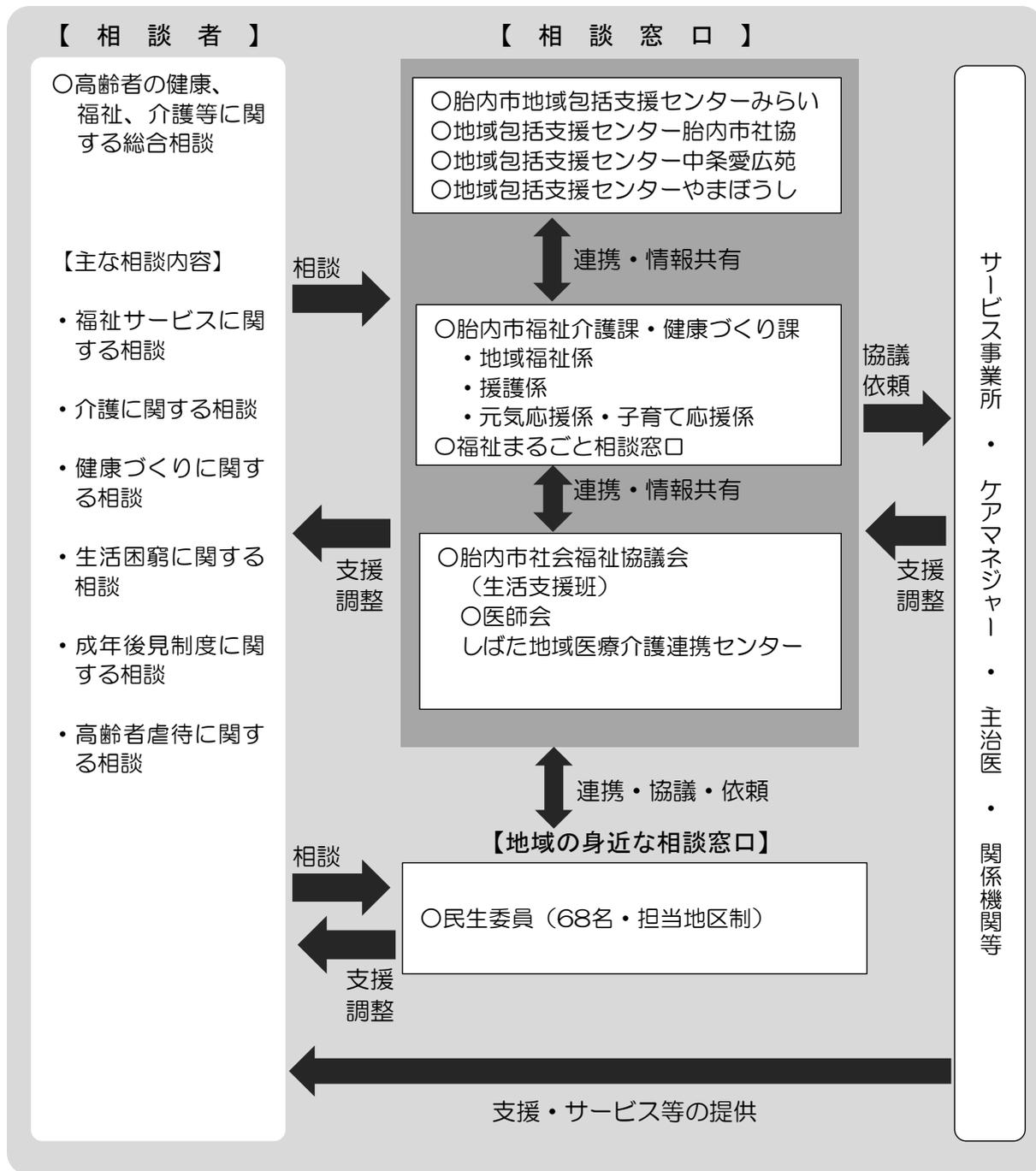
配弁当や大手スーパー等の食料品の配達サービスの取組状況、地域の互助の取組状況などを確認しつつ、多様な社会資源の活用を促し、食事の提供に関しても真に利用者の自立支援に資する支援につながるよう努めます。

区分	見込み量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	50人	50人	50人
延利用回数	6,000回	6,000回	6,000回

※利用者数は、令和4年度の利用者実績に基づき推計

第3節 高齢者の地域支援体制

1 高齢者のための相談窓口



2 民生児童委員協議会

現在、民生委員・児童委員は68名、主任児童委員は5名、合計73名体制で、単位民児協は「中条地区民生児童委員協議会」と「黒川地区民生児童委員協議会」の2つの協議会を持ち、胎内市全体を統括する「胎内市民生児童委員協議会連合会」を組織し、民生委員法及び関係法令に基づく相談・援助等の活動を行っています。

近年、高齢者世帯等の要援護高齢者に対する相談・援助等の活動件数の増加は顕著であり、常に自治会や社会福祉協議会、地域包括支援センター等の関係機関・団体と密接な連携を図り、今後も援助を必要とする方々に適切な福祉サービス等が受けられるよう、きめ細やかな対応に心がけて活動していきます。

一人暮らし高齢者に対しては、安否確認の訪問、緊急時要支援者の調査訪問等により、心身の状況、緊急時の連絡先等の把握に努めていきます。

また、現状の課題として、民生委員制度が一般市民にやや分かり難く、一部で誤解もあることが委員の負担や後継者不足を招いていると分析されます。市や社会福祉協議会と連携し、制度の理解・浸透を進める取組を進め、地域福祉の向上を図っていきます。

3 胎内市社会福祉協議会

社会福祉法人 胎内市社会福祉協議会は、「市民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉社会の創造」を基本理念とし、市民と協働して「福祉のまちづくり」を推進しています。主な事業には、①地域福祉の向上に関する事業（お茶の間サロン・高齢者ふれあい昼食会・ほのぼの茶屋の運営・地域づくり環境整備推進事業等）、②ボランティアセンターの運営とボランティア活動の支援、③高齢者や障がい者に対する相談窓口、④介護サービス事業（訪問介護・通所介護・居宅介護支援）、⑤市からの受託事業（地域包括支援センター・相談支援事業・生活困窮者自立支援事業（せいかつ応援センター）等）があり、このほかにも日常生活自立支援事業や重度心身障害者（児）紙おむつ支給事業など、社会福祉協議会独自の事業も数多く行っています。

今後、高齢化と核家族化が益々進展し、市民が抱える問題やニーズも複雑・多様化していくなか、社会福祉協議会はこれからも福祉行政の一翼を担い、地域支え合いマップをはじめ、公的制度では埋められない地域課題を市民と協働で取り組んでいくとともに、各種制度の対象とならない支援を必要とする方々へ、温かい支援の手が差し伸べられ、市民が安心して在宅生活を継続できるようにしていきます。

また、事業運営に関しては、個々の事業の評価・見直しを定期的を実施し、一層の効率化と事業効果の向上を目指します。

4 老人クラブ

令和5年度の単位老人クラブは、23団体、1,228人で、2年前の 令和3年度と比較すると 4クラブ、256人減少していますが、それぞれのクラブでは、社会奉仕、スポーツ、芸能（歌や踊り）など活発な活動が行われています。

老人クラブ数の減少、加入率の低下は全国的な傾向であり、今後、胎内市においてもさらに減少していくことが見込まれます。その要因には、健康寿命の延伸により加入対象年齢である60歳において、多くの方が若々しく活動的であり、加入を希望しないことや、年金支給開始年齢が65歳となり、引き続き就労を希望することなどがあげられます。また、自治会単位で多様なサロン活動が増えるなど、選択肢の増加も、クラブ離れに影響していると考えられます。

これからの老人クラブ活動は、地域の特性や実情を踏まえ、その時々状況に応じて必要とされる活動が効果的に実施されるよう努めるとともに、高齢者の健康増進と生きがいづくりにつながる活動が継続して行われ、社会参加の促進に貢献するクラブ活動となるよう、補助金の交付やクラブの育成等の支援を継続していきます。

5 胎内市地域福祉計画「地域ちゃぶ台プラン4」との連携

令和5年4月に胎内市地域福祉計画「地域ちゃぶ台プラン4」を策定いたしました。

策定にあたっては、区長、民生児童委員、福祉団体、福祉施設の代表者、ボランティア、学識経験者等の15名で構成される地域福祉計画推進委員会で検討を重ねました。

近年頻発する大規模な災害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大など、社会の変容により胎内市の取り巻く状況も日々変化しており、複雑化する様々な課題に対応していかなければならない状況となっています。このような状況下で、行政があらゆる施策を推進していく中でも解決が困難な課題があることから、解決のためには市民との協働の取組が必要となっています。だれもが住み慣れた地域で安心・快適に暮らし続けられるよう、地域福祉の取組の指針となるように決めました。

策定においては、地域福祉に関する市民アンケートを行い、分析した内容をもとに、区長、民生児童委員、福祉団体、福祉施設の代表者、ボランティア、学識経験者等の15名で構成される「胎内市地域福祉計画推進委員会」で審議いただき、完成したのが「第4期胎内市地域福祉計画」と「第5次胎内市地域福祉活動計画」を一体化させた「胎内市地域ちゃぶ台プラン4」です。

第4期計画の策定においても、第3期計画と同様に新たな4つの推進目標を掲げ、推進に向けて市民が取り組んでいくための具体例を結びつける形で策定しています。このことから、本計画においても「胎内市地域ちゃぶ台プラン4」と連動し、市民協働で進めていきます。

「地域ちやぶ台プラン4」 第4期 胎内市地域福祉計画・第5次 胎内市地域福祉活動計画 体系図

基本理念

「楽しくふれあい、認めあい、助けあつまち たいない」

基本方針

笑顔であいさつつながる安心
地域が支える居心地のいいまちづくりを目指して」

推進目標

- 1 みんなで助け合い
安心安全に暮らせる
まちたいないの実現
- 2 みんなで参加し集える
まちたいないの実現
- 3 みんなでふれあい笑顔
で支えるまちたいない
の実現
- 4 みんなが自分らしく
暮らすことができる
まちたいないの実現

取組課題

- キャッチフレーズ 『たいないしふくし』
- た 助け合い・支え合いのしくみづくり 《備える》
- い いつでも身近な場所で開催できるしくみづくり 《相談》
- な なかよくたれもが和める集いの場づくり 《集いの場づくり》
- い いつでもたれでも参加できるまちづくり 《参加》
- し 信頼を築くつながりづくり 《つながり》
- ふ ふくしを支えるリーダーづくり 《福祉の担い手づくり》
- く 暮らしに必要な情報を上手に活用できるしくみづくり 《情報》
- し 幸せで、自分らしく暮らすことができる環境づくり 《地域資源》

具体的な取組

- 《備える》
ア 災害時に備えて、家族や自治会・集落で相談
イ 避難支援体制づくり
ウ 防災訓練の実施・参加
エ 防犯・交通安全対策に取り組み
オ 生活を支援する活動づくり
- 《相談》
ア 相談相手をつくり、困った時は話を聞いてもらう
イ ひきこもりや障がいのある人への相談のしくみづくり
ウ 市役所や社協などに相談できるしくみづくり
- 《集いの場づくり》
ア 子どもから大人まで皆さんが交流する場づくり
イ 気軽に集える場づくり
ウ 公会堂・集会所・空き家の有効活用
- 《参加》
ア 自治会・集落行事や支え合い活動、ボランティア活動
イ 若者などが参加しやすい行事の取り組みと参加
ウ 支え合い活動やボランティア活動をみなさんに紹介
- 《つながり》
ア あいさつや声かけを通じた顔の見えるつながりづくり
イ 民生児童委員や保健推進員、ボランティアとつながる
ウ 学校・市役所・社協とつながる
- 《福祉の担い手づくり》
ア 公会堂や集会所を使って、福祉について学ぶ
イ 子どもたちの家庭・自治会・集落でのお手伝いの推進
ウ 伝統行事を伝える
- 《情報》
ア 福祉に関する情報を身近な人と共有
イ 福祉の情報を伝えるしくみづくり
ウ みんな（目の不自由な人など）がわかりやすい福祉の情報を伝える
- 《地域資源》
ア たれもが働くことができる環境づくり
イ 自分らしく生活しやすい環境づくり

第4節 高齢者の居住と生活環境の整備

市では、高齢者が健康でやすらぎのある快適な暮らし、「住む人が安心・快適に暮らせる福祉のまちづくり」、福祉や保健・医療と連携した施策を基本として今後も事業を推進していきます。

現在、高齢者の住居環境の整備、店舗や公共施設等の生活環境の整備状況は改善しつつあります。今後も地域住民や民間事業者の協力や理解を求めて、計画的にバリアフリー化等の改善と啓発普及を図っていく必要があります。

また、高齢者向け住宅整備の促進を図るために、助成事業や増改築の相談、助言を行う住宅改修指導を推進し、高齢者が住みやすいと感じられる良好な住環境の整備を推進するとともに、自然を活用した憩いの場づくりや歩道設置、交通安全施設の整備、防災・防犯対策についても一体的に進めていきます。

第5節 高齢者の生涯学習と社会参加の推進

少子高齢化の進展や社会情勢の変化等により、高齢者のニーズや価値観も多様化し、高齢者が主体的に学習や特技や趣味を活かした活動等を行うことができる環境づくりが求められています。特に健康寿命の延伸による高齢者層の能力の向上は目覚ましく、それを活かして自己啓発・自己実現したいという新たなニーズが生まれています。

市では、敬老事業や各種事業を通じて、高齢者が健康で豊かな生きがいのある充実した人生を送ることを支援し、市の生涯学習課や関係課と連携して、公共施設を利用した多様な学習機会の提供に努め、豊富な経験、知識、技能を有効に活用することにより、社会参加を助長し、生きがいづくりや健康づくりにもつながるよう進めていきます。

また、地域で育まれてきた伝統文化の伝承活動や、地域の指導者としての「地域交流・世代間交流」についても、なお一層活性化するよう、地域住民や学校等と連携しながら交流の場を増やすなど、事業の推進を図ります。

第6節 高齢者の就労対策

市では、高齢者の就労意欲が旺盛な方が多く、働くことは元気・生きがいづくりにつながり、生活を潤し、地域社会にも大きく貢献することとなります。

今後も、各々の高齢者が有する経験や能力を発揮し、年齢にかかわらず働ける場の確保と就労を支援していく必要があります。

高齢者の雇用情勢は依然として厳しい状況にあり、一方では、高年齢者雇用安定法による定年延長等がこの地域の企業等でどのように導入されていくか、注視していく必要があります。

ります。

高齢者の就労確保については、全国的に厳しい状況にあり、その対策が求められています。市の高齢者の就労対策の一環として、新発田市、聖籠町と共同して、新発田地域シルバー人材センターの運営支援を行い、就労の安定的確保と創出に努めています。今後も引き続き、シルバー人材センターへの支援を継続するとともに、積極的にシルバー人材センターの活用を進めていきます。

第7節 地域支え合い体制づくりの推進

市では、高齢者が安心して住み慣れた地域で近隣住民とともに支え合って生活していくことができるよう、自治会が主体となり、地域に根ざした支え合い活動の立ち上げや拡充等の支援、また活動運営の継続支援を実施していきます。

また、東日本大震災をはじめ全国各地で発生した地震・風水害等の災害を教訓とし、災害に備えるシステムづくりの構築と、災害に強いまちづくりを目指していきます。

市では、大規模災害発生時に、速やかに支援を必要とする高齢者や障がい者等に対する安否確認や救護・支援活動につながるよう、日ごろから民生委員や地域包括支援センター、社会福祉協議会、市内外の福祉施設等と連携しています。また、要援護高齢者等の把握と詳細な情報収集に努めるとともに、消防署、警察署、医療機関、ボランティアセンター等へ緊急時に必要な情報を提供し、救護・支援活動や生活支援のための活動等に役立てられるようにしていきます。

1 地域の支え合い活動の立ち上げ支援

市内の集落単位で、高齢者等の安心生活を支えていくための活動の組織化を支援します。活動内容はそれぞれの地域の実情に応じて、自治会が主体となった活動が展開されるよう、定期的な高齢者世帯の見守り訪問や日常生活上で困っていることの援助活動、玄関先の雪かき、地域のお茶の間サロン活動の立ち上げ又は活動の拡充といった内容があげられます。

自治会・集落単位では一定程度立ち上げが進み、地域の中心となり活動している状況となっています。

2 地域支え合い活動の継続的支援の充実

市内の各地区において、地域支え合い活動の立ち上げや拡充が促進され、その活動が今後も継続され、かつ、効果的な活動が展開されるよう、市から自治会・集落の規模に応じて市から補助金としてその運営の支援を令和4年度から行っています。自治会や地

域のサロン等の組織に対する活動アドバイザーとして、地域支え合いサポーターを養成してきました。地域支え合いサポーターは、地域福祉活動における様々な知識を習得したボランティア有志です。特定の活動の場を行政等がお膳立てするのではなく、様々な市内の活動でそれぞれの個性を活かして縦横無尽に活躍することが期待されます。

3 要援護者支援情報システムの導入

災害発生時や一人暮らしの要援護者が救急搬送された際に、安否確認や適切な救護・支援活動が速やかに行われ、それに必要な情報がすぐに検索でき、必要な情報を提供できるよう、緊急時要支援者情報の集約及び緊急時に提供できるようにシステムを導入しています。

要援護者の情報収集については、各地区の民生委員及び地域包括支援センター、担当する介護支援専門員や高齢者並びに障がい者の福祉施設、保健師等に調査の協力を求め、新たな情報提供や得られた情報の更新を毎年継続して行っています。調査は個別訪問を基本とし、本人や家族との面談により対象者の心身の状況、かかりつけ医療機関、服用薬、緊急連絡先等の情報を同意のもと提供していただくようにします。また、面談が困難な対象者には、調査票を郵送し情報提供の協力を求めます。

4 救急医療情報キットの配布

災害発生時や要援護者が急病等により救急搬送された際に、救命処置を施す上で参考となる情報が、救急隊から医療機関の医師へと伝達されるシステムを構築するため、65歳以上の高齢者のみの世帯に対し、「救急医療情報キット」の配布を継続します。

このキットには、要援護者システムの導入時の要援護者の把握の際に得られた、心身の状況、かかりつけ医療機関、服用薬、緊急連絡先等の情報を筒状の容器に入れ冷蔵庫内に保管しておくことで、緊急時に救急隊がこれを取り出し、治療を行う医師に渡す仕組みとしています。

5 救命ホルダー胎内たすくの配布

救急医療情報キットの配布とともに、概ね65歳以上の高齢者や希望する方に対し、緊急時要支援者情報の登録番号の入った、救命ホルダー「胎内たすく」の配布を継続します。

この事業は、主に高齢者を対象として、あらかじめ緊急連絡先やかかりつけ医、病歴、服用薬等の情報を市役所等に登録し、照合のための登録番号と問い合わせ先を記したキーホルダーを常時携帯してもらうことで、急病や認知症による徘徊などの緊急時に、救

急隊や警察署等からの照会により、登録された情報を提供できる仕組みです。

外出時に急病等で倒れた場合などにおいて、速やかな身元確認や医療情報等の提供が可能となり、救命処置にも役立っています。

6 防災対策・感染症対策

近年の全国的な災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行の経験を踏まえ、防災対策については「胎内市地域防災計画」、感染症対策については「胎内市新型インフルエンザ等対策行動計画」と連携した取組を進めています。

具体的には、市の関係部署と連携しながら、「介護事業所等と連携した防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練の実施」、「災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達」「都道府県、市町村、関係団体と連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築」を行うとともに、平時からのICTを活用した会議の実施等による業務のオンライン化を推進していきます。

また令和4年度から、中条・築地・乙・黒川の4地区から1集落ずつモデル集落を選定し、防災対策を担っている胎内市総務課が中心となり、胎内市福祉介護課や胎内市社会福祉協議会の福祉分野が連携し、「個別避難計画」※1の作成を進めています。モデルとなった4集落での取組を活かしながら、全ての自治会・集落で個別避難計画完成を目指していきます。

※1 高齢者や障がい者等のうち、自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画